

平成 29 年 第 7 回

柳川市農業委員会総会議事録

平成 29 年 7 月 10 日

柳川市農業委員会

第 7 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 平成29年 7 月10日 午後 2 時～午後 2 時57分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 出席者 32名 欠席者 5名

議 題 議案第36号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第37号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第38号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第39号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第40号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第41号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第42号

1. 農業委員会が定める下限面積（別段の面積）の設定について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

3. 農地改良行為届出について

4. 農業用施設への転用届出について

出席委員（32名）

1番	龍	光	義	2番	藤	吉	篤三郎		
3番	猿	渡	昭	光	4番	松	藤	正	之
5番	田	中	雅	美	6番	龍	繁	樹	
7番	堤	保	久	8番	小	宮	カヲル		
9番	山	田	善	治	10番	高	田	一	利
11番	乘	富	日	登士	13番	椛	島	練	二
14番	高	田	學	16番	梅	崎	武	秀	
17番	田	中	政	寛	18番	野	口	秀	一
19番	太	田	英	介	20番	樽	見	哲	也
21番	三小	田	由	勝	22番	江	崎	保	夫
23番	松	藤	和	彦	24番	松	藤	一	利
25番	津	村	利	正	26番	大	津	敏	男
27番	松	藤	政	義	28番	櫻	木	利	和
30番	久	保	泰	道	32番	三	浦	榮	一
34番	島	添	茂	樹	35番	鶴	田	信	行
36番	吉	開	健	37番	新	開	延	孝	

欠席委員（5名）

12番	梅	崎	和	弘	15番	大	淵	秀	樹
29番	田	中	満	義	31番	與	田	義	之
33番	藤	丸	正	勝					

本会議に出席した事務局職員

事務局長 石川 時宗

事務局次長 森田 由猪佳

事務局職員 田中 道博

午後2時 開会

○事務局長（石川時宗君）

それでは、定刻になりましたので、総会を始めさせていただきます。

起立。礼。着席願います。

本日は新開会長が出席でございます。したがって、柳川市農業委員会会議規則の第4条の規定により会長が議長となりますので、最後まで皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、新開会長よろしく申し上げます。

○議長（新開延孝君）

皆さんこんにちは。本日は、平成29年第7回柳川市農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、大変御多忙な中に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、7月4日の台風3号の襲来でどうなるかと大変心配をしましたが、幸いにして被害もなく何よりでした。翌日は、今度は大雨特別警報が発生され、至るところで被害が出ております。今後どのようになるかわかりませんが、委員の皆様方も安全対策にだけは十分心がけていただきたいと思います。

それから、本日は、制度改正検討委員11名の方ですね、新農業委員、農地利用最適化推進委員選任に関する検討会議を第4会議室で総会終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

それから、7月3日に平成29年度柳川市市政功労者表彰受賞式がされております。農業委員会の中から4名の方が受賞されておられます。その方は、久保泰道委員さん、高田學委員さん、江崎保夫委員さん、猿渡昭光委員さんです。おめでとうございます。

（拍手）

それでは、議案のほうに入らせていただきます。

本日の出席委員は32名、定足数であります。よって、ただいまから平成29年第7回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

平成29年

第7回柳川市農業委員会総会議案

議案第36号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第38号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第40号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第41号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第42号

1. 農業委員会が定める下限面積（別段の面積）の設定について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出について
3. 農地改良行為届出について
4. 農業用施設への転用届出について

その他

平成29年7月10日提出

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

以上です。

○議長（新開延孝君）

今回提案しております案件は、議案第36号から議案第42号までの7件と報告4件でありま

す。

本日の議事録署名委員に、11番乗富日登士委員、26番大津敏男委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番、2番を議題といたします。

本案は〇〇委員の提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇委員の退席をお願いします。

〔〇〇委員 退席〕

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第36号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第3条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積153平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員4名、稼働員3名。所有面積237アール、耕作面積965アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員1名。所有面積112アール、耕作面積95アール。移転理由、経営縮小。契約種類、贈与。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積502平米外1筆、合計670平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員4名、稼働員3名。所有面積237アール、耕作面積965アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員1名。所有面積6アール、耕作面積6アール。移転理由、離農。契約種類、売買。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号2番は、〇〇さんが離農のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号1番、2番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第36号、申請番号1番、2番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第36号、申請番号1番、2番については提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで〇〇委員の退席を解除します。

〔〇〇委員 着席〕

○議長（新開延孝君）

続きまして、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号3番から11番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,889平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員5名、稼働員1名。所有面積30アール、耕作面積30アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員ゼロ名。所有面積24アール、耕作面積18アール。

移転理由、離農。契約種類、売買。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積423平米外1筆、合計2,133平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員5名、稼働員2名。所有面積190アール、耕作面積190アール。移転理由、おばから受贈。譲渡人、〇〇。同一世帯。移転理由、おいへ贈与。契約種類、贈与。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積758平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員5名、稼働員2名。所有面積99アール、耕作面積56アール。移転理由、親から受贈。譲渡人、〇〇。同一世帯。移転理由、子へ贈与。契約種類、贈与。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積60平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員4名、稼働員1名。所有面積85アール、耕作面積50アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員1名。所有面積146アール、耕作面積32アール。移転理由、経営縮小。契約種類、贈与。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積462平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員1名。所有面積111アール、耕作面積171アール。移転理由、義弟からの受贈。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員1名。所有面積4アール、耕作面積4アール。移転理由、義姉への贈与。契約種類、贈与。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積490平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員6名、稼働員1名。所有面積22アール、耕作面積60アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員1名。所有面積22アール、耕作面積4アール。移転理由、離農。契約種類、売買。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積272平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員4名、稼働員2名。所有面積89アール、耕作面積107アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員1名。所有面積78アール、耕作面積26アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号10番、農地の所在〇〇、地目・田、面積2,822平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員5名、稼働員1名。所有面積24アール、耕作面積24アール。移転理由、借り受け。譲渡人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員1名。所有面積77アール、耕作面積77アール。移転理由、貸し付け。契約種類、使用貸借権の設定。

申請番号11番、農地の所在〇〇、地目・田、面積410平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、

総員5名、稼働員1名。所有面積24アール、耕作面積24アール。移転理由、経営拡大。譲渡人〇〇。世帯員、総員3名、稼働員1名。所有面積78アール、耕作面積26アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

○事務局次長（森田由猪佳君）

続きまして、3条の申請番号3番から補足説明を行います。

申請番号3番は、〇〇さんが離農のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号4番は、〇〇さんがおいへ贈与のため、お婆から受贈する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号5番は、〇〇さんが子へ贈与のため、親から受贈する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号6番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号7番は、〇〇さんが義姉へ贈与のため、義弟から受贈する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号8番は、〇〇さんが離農のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号9番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号10番は、〇〇さんが貸し付けのため、借受する〇〇さんへの使用貸借権の設定をするための申請であります。

申請番号11番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号3番から11番は、議案書にありますとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第36号、申請番号3番から11番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第36号、申請番号3番から11番については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第37号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方法施行令第7条の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙4条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在〇〇、地目・田、面積719平米。申請人〇〇。転用目的、資材置き場。所要面積719平米。立地条件、東・道路、西・用悪水路、南・用悪水路、北・雑種地。転用詳細、資材置き場建設のため。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積94平米。申請人〇〇。転用目的、住宅敷地拡張のため。所要面積94平米。立地条件、東・用悪水路、西・田（申請人）、南・宅地、北・田（申請人）。転用詳細、住宅敷地拡張のため。

申請番号3番、農地の所在〇〇、地目・雑種地、面積439平米外1筆、合計990平米。申請人〇〇。転用目的、太陽光発電装置設置・貸し駐車場。所要面積990平米。立地条件、東・

田（申請人）、西・宅地、南・田（申請人）、北・道路。転用詳細、太陽光発電装置設置・貸し駐車場建設のため。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが申請地に資材置き場を建設するための申請であります。場所は別紙箇所図の1番です。

申請番号2番は、〇〇さんが申請地に住宅敷地を拡張するための申請であります。場所は別紙箇所図の2番です。

申請番号3番は、〇〇さんが申請地に太陽光発電装置設置及び貸し駐車場を建設するための申請であります。

なお、この農地は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に長男の分家住宅、車庫、物置、貸し駐車場を目的として5条許可を受けておりましたが、造成後、長男の仕事による転勤により分家住宅建築が難しくなったため、今回改めて4条申請を行うものであります。場所は別紙箇所図の3番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は既存の施設の敷地拡張として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号3番の農地の区分は、おおむね500メートル以内に西鉄〇〇駅があり、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第37号について御意見、御質問はありませんか。（「ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり）はい。

○21番（三小田由勝君）

3番の太陽光と駐車場ちしてあります。その割合はわかっじゃか。例えば、太陽光がどのくらいか、駐車場がどげんか。

○事務局次長（森田由猪佳君）

農地の面積でいいですか。

○21番（三小田由勝君）

今んとの広さで割合、太陽光ほどのぐらいつくるか、駐車場がどのくらいか。

○事務局次長（森田由猪佳君）

貸し駐車場部分が551平米で……。

○21番（三小田由勝君）

〇〇－〇。

○事務局次長（森田由猪佳君）

そうですね。〇〇－〇が439平米で太陽光発電設備の部分で、〇〇－〇、551平米が貸し駐車場となります。

○21番（三小田由勝君）

はい、よかです。

○議長（新開延孝君）

いいですか、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第37号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第38号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第15条の規定により付議する。

こちらにつきましても別紙5条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在〇〇、地目・畑、面積155平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、自家用駐車場。所要面積155平米。契約種類、売買。立地条件、東・宅地、西・道路、南・道路、北・宅地。転用詳細、自家用駐車場建設のため。

申請番号2番、農地の所在〇〇、地目・田、面積349平米外1筆、合計686平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、宅地分譲。所要面積686平米。契約種類、売買。立地条件、東・道路、西・田（承諾あり）、通路、南・田（承諾有）、宅地、北・用悪水路。転用詳細、宅地分譲地建設のため。

申請番号3番、農地の所在〇〇、地目・田、面積1,050平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇、持ち分〇分の〇外10名。転用目的、宅地分譲。所要面積1,050平米。契約種類、売買。立地条件、東・宅地、西・宅地、南・宅地、北・道路。転用詳細、宅地分譲地建設のため。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積177平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、自己用住宅。所要面積177平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・宅地、田（申請人）、西・道路、南・用悪水路、北・道路。転用詳細、自家用住宅建設のため。既存宅地と一体利用。建築面積91.5平米。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積54平米外1筆、合計110平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、自己用住宅。所要面積110平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・宅地、田（申請人）、西・道路、南・用悪水路、北・宅地。転用詳細、自家用住宅建設のため。既存宅地と一体利用。建築面積99.47平米。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積955平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、ノリ網干し場、ノリ資材置き場。所要面積955平米。契約種類、売買。立地条件、東・宅地、西・田（申請人）、南・田（申請人）、北・用悪水路。転用詳細、ノリ網干し場、ノリ資材置き場建設のため。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積330平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、自己用住宅。所要面積330平米。契約種類、贈与。立地条件、東・道路、西・田（申請人）、南・田（申請人）、北・道路。転用詳細、自家用住宅建設のため。建築面積116.5平米。建ぺい率35.3%。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積56平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、住宅用地。所要面積56平米。契約種類、売買。立地条件、東・墓地、西・墓地、宅地、南・宅地、北・用悪水路。転用詳細、住宅用地建設のため。既存宅地と一体利用。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積835平米外8筆、合計3,264平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、運動場及び駐車場。所要面積3,264平米。契約種類、売買。立地条件、東・宅地、西・田（承諾有）、南・堤防敷、北・里道。転用詳細、運動場及び駐車場建設のため。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが申請地に自己用駐車場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の1番です。

申請番号2番は、〇〇さんが申請地に宅地分譲地を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の2番です。

申請番号3番は、〇〇さんが申請地に宅地分譲地を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の3番です。

申請番号4番は、〇〇さんが申請地に自己用住宅を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権の設定。場所は別紙箇所図の4番です。

申請番号5番は、〇〇さんが申請地に自己用住宅を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権の設定。場所は別紙箇所図の5番です。

申請番号6番は、〇〇さんが申請地にノリ網干し場及びノリ資材置き場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の6番です。

申請番号7番は、〇〇さんが申請地に自己用住宅を建設するための申請であります。契約の種類は贈与。場所は別紙箇所図の7番です。

申請番号8番は、〇〇さんが申請地に自己用住宅を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金〇〇円。場所は別紙箇所図の8番です。

申請番号9番は、〇〇さんが申請地に運動場及び駐車場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の9番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番、6番、8番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地で第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番、3番の農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号7番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号4番、5番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は既存の敷地と一体利用のため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号9番の農地の区分は、おおむね500メートル以内に西鉄〇〇駅があり、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第38号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第38号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第39号 農地転用計画変更申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第39号

1. 農地転用計画変更申請について

下記農地について農地転用計画変更の申請があったので承認方付議する。

① 変更する土地。農地の所在、〇〇、地目・雑種地、面積1,054平米外2筆。転用許可日、平成〇年〇月〇日、〇筑農第〇号-〇の〇。転用目的、運動場及び駐車場（敷地拡張）。

② 変更する理由。運動場及び駐車場を駐車場に変更するもの。

③ 当初事業計画と変更事業計画。事業の内容、当初計画、事業主、〇〇。着工、平成28年10月5日から完工、平成29年3月9日。建築物等、変更前、運動場及び駐車場。計画内容、運動場及び駐車場。所要面積1,585平米。変更計画、事業主、〇〇。着工、平成29年8月1日から完工、平成29年10月31日。建築物等、変更後、駐車場。計画内容、駐車場。所要面積1,585平米。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、農地転用計画変更について説明をいたします。

当初、〇〇さんが運動場及び駐車場を建設する目的で平成〇年〇月〇日に5条許可を受けておりましたが、自動車通学の生徒が年々増加し駐車場が不足していること、また、校内イベントの際の来客用駐車場も不足しているため、駐車場として計画変更を申請するという理由でありました。

なお、計画変更前に計画していた運動場については、今回の議案第38号申請番号9番で農地法第5条許可申請をされています。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第39号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第39号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第40号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第40号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,862平米。申出人、〇〇。理由、平成29年6月7日申し出（離農のため）。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の1番は西宮永地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。議案第40号の申請番号1番は1番龍光義委員、6番龍繁樹委員、9番山田善治委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、申請番号1番は1番龍光義委員、6番龍繁樹委員、9番山田善治委員を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第40号については先ほどの3名の委員を指名することに決定いたしました。

次は、議案第41号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第41号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係をごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表、公告年月日、平成29年7月11日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別、田。農用地の利用内容、水田として。面積8,581平米。筆数5筆。売り手3名、買い手1名。

裏面をごらんください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇、計1筆。現況、田。面積630平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、〇〇。氏名、〇〇。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも平成29年7月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、〇〇。所有権の移転を受ける者（買い手）、整理番号1番、住所、福岡市中央区天神4丁目10-12。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、緒方義範。外3件です。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第41号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第41号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第42号 農業委員会が定める下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第42号

1. 農業委員会が定める下限面積（別段の面積）の設定について

農地法第3条第2項第5号に基づき、農業委員会が定める下限面積（別段の面積）の設定について承認方付議する。

○事務局次長（森田由猪佳君）

下限面積（別段の面積）の設定について説明させていただきます。

委員の皆さんにお配りしております、別紙の「下限面積（別段の面積）の設定について」をごらんいただきたいと思います。

まず初めに、下限面積とは、農業経営を効率的かつ安定的に継続して行うためには一定の農業経営面積が必要という考えから、農地法第3条の許可要件の一つとして下限面積の要件があります。

農地法では、農地を取得する場合には、現在権利を有している面積と新たに取得しようとする合計面積が、柳川市の場合は40アール以上でなければ取得できないことになっております。この40アールが農業委員会が設定する下限面積の別段の面積であります。

それでは、本案に入ります。平成21年12月施行の改正農地法により、農林水産省令で定める基準に従い、下限面積として設定できることになりました。また、平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

方針として、現行の下限面積（別段の面積）40アールの変更は行わない。

理由としまして、1つ、柳川市の現在の下限面積は40アールであります。これを下げたりすれば、農家の経営農地面積の細分化となり、1戸当たり経営面積の減少につながるためあります。

また、2つ目の理由として、平成28年度、農業委員の皆様より農地パトロールで利用状況調査をしていただいた結果、管内の遊休農地率は0.06%と非常に低い現状であります。よっ

て、農林水産省令で定める基準に従い、40アールは従来どおりで変更は行わないということで提案するものであります。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第42号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第42号については提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局（田中道博君）

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

こちらにつきましては、合意解約に関する内容です。

受理番号1番、受理月日、平成29年5月26日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積507平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。摘要条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、

離作料なし（利用権設定）。外19件です。

続きまして、13ページをごらんください。

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成29年5月30日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,697平米。使用貸人、〇〇。相続人代表、〇〇。使用借人、〇〇。摘要条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、平成29年5月30日。外3件です。

次ページに参ります。

3. 農地改良行為届出について

下記農地について、農地改良行為届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成29年6月9日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積495平米。届出者、〇〇。施行完了後の営農計画（予定作物）、タマネギ・ジャガイモ。

4. 農業用施設への転用届出について

下記農地について、農業用施設（転用面積200㎡未満）への転用届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成29年6月19日。農地の所在、〇〇、地目・畑、面積81平米。届出者、〇〇。耕作面積174アール。備考、農業用倉庫転用面積81平米。既存宅地と一体利用。

以上で報告を終わります。

○議長（新開延孝君）

以上で議案及び報告は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第7回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

午後 2 時57分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年7月10日

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

会議録署名委員 乗 富 日登士

〃 大 津 敏 男